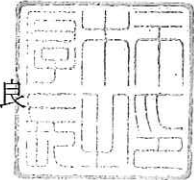


平成 31 年 3 月 7 日

社会福祉法人愛の森
理事長 濱田 八重子 様

厚木市長 小林 常良



社会福祉充実計画変更承認通知書

平成 31 年 3 月 2 日付けで貴法人より申請のあった社会福祉充実計画については、社会福祉法第 55 条の 3 第 1 項の規定に基づき、承認することとしたので通知する。

担 当 福祉部福祉総務課
福祉政策係 若林
電 話 2 2 5 - 2 2 0 0

(別紙 1)

平成30年度～平成39年度 社会福祉法人愛の森 社会福祉充実計画

1. 基本的事項

法人名	社会福祉法人愛の森		法人番号	1021005003695				
法人代表者氏名	理事長 濱田八重子							
法人の主たる所在地	神奈川県厚木市森の里青山 14-2							
連絡先	046-248-5211							
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日								
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日	平成31年 1月 日							
評議員会の承認年月日	平成31年 1月 日							
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額 (平成29年度末現在)	1か年度目 (平成30年度末現在)	2か年度目 (平成31年度末現在)	3か年度目 (平成32年度末現在)	4か年度目 (平成33年度末現在)	5か年度目 (平成34年度末現在)	6か年度目 (平成35年度末現在)	7か年度目 (平成36年度末現在)
	31,760 千円	61,760 千円	91,760 千円	121,760 千円	151,760 千円	181,760 千円	211,760 千円	241,760 千円
うち社会福祉充実事業費 (単位：千円)		0	0	0	0	0	0	0
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	8か年度目 (平成37年度末現在)	9か年度目 (平成38年度末現在)	10か年度目 (平成39年度末現在)					社会福祉 充実事業 未充当額
	269,340 千円	62,122 千円	0 千円					0 千円
うち社会福祉充実事業費 (単位：千円)	▲2,420 千円	▲237,218 千円	▲62,122 千円				▲301,760 千円	
本計画の対象期間	平成30年4月1日～平成40年3月31日							

2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
1か年度目						千円
	小計					
2か年度目						
	小計					
3か年度目						
	小計					
4か年度目						
	小計					
5か年度目						
	小計					
6か年度目						
	小計					
7か年度目						
	小計					
8か年度目	愛の森学園	障害者支援施設	新規	愛の森学園本館建替工事基本設計料	有	2,420 千円
	小計					
9か年度目	愛の森学園	障害者支援施設	新規	愛の森学園本館建替工事（30%）	有	237,218 千円
	小計					
10か年度目	愛の森学園	障害者支援施設	新規	愛の森学園本館建替工事（残額）	有	554,210 千円
				旧館取壊し工事	有	65,226 千円
				建築設計業務他手数料	有	74,580 千円
	小計					
合計						933,654 千円

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。

3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	愛の森学園本館の老朽化に伴い、利用者の環境整備のために下記5.に記載の工事等を行うこととしました。

4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1か年 度目	2か年 度目	3か年 度目	4か年 度目	5か年 度目	6か年 度目	7か年 度目	8か年 度目	9か年 度目	10か年 度目	合計	
愛の森 学園本 館建替 え工事	計画の実施期間に おける事業費合計	0	0	0	0	0	0	0	2,420 千円	237,218 千円	694,016 千円	933,654 千円	
	財源 構成	社会福祉 充実残額								2,420 千円	237,218 千円	62,122 千円	301,760 千円
		補助金										316,900 千円	316,900 千円
		借入金										30,000 千円	30,000 千円
		事業収益										37,262 千円	37,262 千円
		その他										247,732 千円	247,732 千円

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

5. 事業の詳細

事業名	愛の森学園	
主な対象者	知的障害	
想定される対象者数	施設入所支援 40名 ・ 生活介護 70名	
事業の実施地域	神奈川県厚木市	
事業の実施時期	平成30年4月1日～平成40年3月31日	
事業内容	愛の森学園 ・ 愛の森学園本体施設の全面建替え工事	
事業の実施スケジュール	1か年度目	プロジェクトチームの立ち上げ
	2か年度目	事業計画の策定
	3か年度目	建設予定地検討及び地質調査
	4か年度目	
	5か年度目	利用者・保護者・職員等へのアンケート調査
	6か年度目	

	7か年度目	
	8か年度目	利用者・保護者・職員等へのアンケート調査 基本設計・概算見積り・建設地近隣説明会
	9か年度目	実施設計・工事業者入札・工事着工
	10か年度目	竣工・開所・引越し・旧館取壊し
事業費積算 (概算)	<ul style="list-style-type: none"> ・愛の森学園本体施設の建替え工事費用（消費税率 10%で試算） ・社会福祉充実残額増加を見込み、毎年度施設整備積立金として定期預金に積み立てる ・施設整備補助金額については、「平成 31 年度障害福祉施設等施設整備費補助金協議対象事業募集要項」を参照 ・社会福祉充実残額算定にあたり、控除されている将来の建替費用及び大規模修繕に必要な費用を 10 か年度目の財源構成（その他）に充当 <p style="margin-left: 40px;">算出額＝建物の取得価額×52%（※）</p> <p style="margin-left: 40px;">※一般的自己資金比率 22%＋一般的大規模修繕費用比率 30%</p> <p style="margin-left: 40px;">愛の森学園新築工事 791,428 千円（税込）</p> <p style="margin-left: 40px;">既存棟解体工事費 65,226 千円（税込）</p> <p style="margin-left: 40px;">基本設計等設計管理料 77,000 千円（税込）</p>	
	合計	933,654 千円（うち社会福祉充実残額充当額 301,760 千円）
地域協議会等の意見と その反映状況		

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

愛の森学園本体施設は竣工から30年以上を経過しました。今後、利用者の高齢化や重度化に伴い、利用者居室の個室化が必要になることや、介護をするにあたり廊下や食堂などの共有スペースが手狭になってくることを考慮すると、抜本的な建替えが必要であり、それに応じて必要な資金の積立を計画的に行っていくことが必須です。

このため、10カ年の事業の実施スケジュールを定め、これに則って、計画的に積み立てた社会福祉充実残額と社会福祉充実残額算定シートが示す施設整備等に必要な費用、そのほか不足分を借入金等で補填して、建替え工事を行うためです。

(別紙2)

手 続 実 施 結 果 報 告 書

平成31年 1 月 8 日

社会福祉法人 愛の森

理事長 濱田 八重子 殿

税理士 宮内真木子 

私は、社会福祉法人 愛の森（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、「平成30年度～平成39年度 社会福祉法人愛の森 社会福祉充実計画」（以下「社会福祉充実計画」という。）の承認申請に関連して、社会福祉法第55条の2第5項により、以下の手続を実施した。

1. 手続の目的

私は、「社会福祉充実計画」に関して、本報告書の利用者が手続実施結果を以下の目的で利用することを想定し、「実施した手続」に記載された手続を実施した。

- ① 「社会福祉充実計画」における社会福祉充実残額が「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）に照らして算出されているかどうかについて確かめること。
- ② 「社会福祉充実計画」における事業費が、「社会福祉充実計画」において整合しているかどうかについて確かめること。

2. 実施した手続

- ① 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除の有無の判定と事務処理基準を照合する。
- ② 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等について事務処理基準に従って再計算を行う。

- ③ 社会福祉充実残額算定シートにおける再取得に必要な財産について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ④ 社会福祉充実残額算定シートにおける必要な運転資金について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ⑤ 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉充実残額について、再計算を行った上で、社会福祉充実計画における社会福祉充実残額と突合する。
- ⑥ 社会福祉充実計画における1、2、4及び5に記載される事業費について再計算を行う。

3. 手続の実施結果

- ① 2の①について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除対象財産判定と事務処理基準は一致した。
- ② 2の②について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算の結果と一致した。
- ③ 2の③について、再取得に必要な財産の再計算の結果と一致した。
- ④ 2の④について、必要な運転資金の再計算の結果と一致した。
- ⑤ 2の⑤について、社会福祉充実残額の再計算の結果と一致した。さらに、当該計算結果と社会福祉充実計画における社会福祉充実残額は一致した。
- ⑥ 2の⑥について、社会福祉充実計画における1、2、4及び5に記載される事業費について再計算の結果と一致した。

4. 業務の特質

上記手続は財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、私は社会福祉充実計画の記載事項について、手続実施結果から導かれる結論の報告も、また、保証の提供もしない。

5. 配付及び利用制限

本報告書は法人の社会福祉充実計画の承認申請に関連して作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、法人及びその他の実施結果の利用者以外に配付又は利用されるべきものではない。

(注) 公認会計士又は監査法人が業務を実施する場合には、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」を参考として、表題を「合意された手続実施結果報告書」とするほか、本様式例の実施者の肩書、表現・見出し等について、同実務指針の文例を参照して、適宜改変することができる。

以 上